

塙町教育大綱

塙町の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱



塙代官 寺西重次郎封元（じゅうじろうたかもと）
第23代：寛政4（1792）年～文化11（1814）年

平成 28 年 2 月 策定

塙 町

埴町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

目 次

はじめに	1
第1 進んで学び、夢を実現できる人材の育成	
I 学校教育の充実	2
1 現状と課題	
2 施策の方向	
「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)を地域とともに育みます。	
3 主要施策	
4 住民・企業等の役割	
II 生涯学習の推進	4
1 現状と課題	
2 施策の方向	
誰もが生きがいを持って生活ができるよう、多様な生涯学習の機会をつくります。	
3 主要施策	
4 住民・企業等の役割	
III 生涯スポーツの推進	5
1 現状と課題	
2 施策の方向	
住民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現につなげるまちづくりを推進します。	
3 主要施策	
4 住民・企業等の役割	
第2 埴町を誇りに思い強く優しい心の育成	
I 家庭と地域の教育の充実	6
1 現状と課題	
2 施策の方向	
家庭と地域の教育を充実し、埴町を誇りに思い強く優しい心を育てます。	
3 主要施策	
4 住民・企業等の役割	
第3 ふるさとに親しみ心をうるおす文化の振興と伝承	
I 文化・芸術の振興と継承	7
1 現状と課題	
2 施策の方向	
貴重な文化遺産を保護し、後世に伝えるとともに、町民の文化芸術活動を促進します。	
3 主要施策	
4 住民・企業等の役割	

はじめに

1 教育大綱策定の背景と趣旨

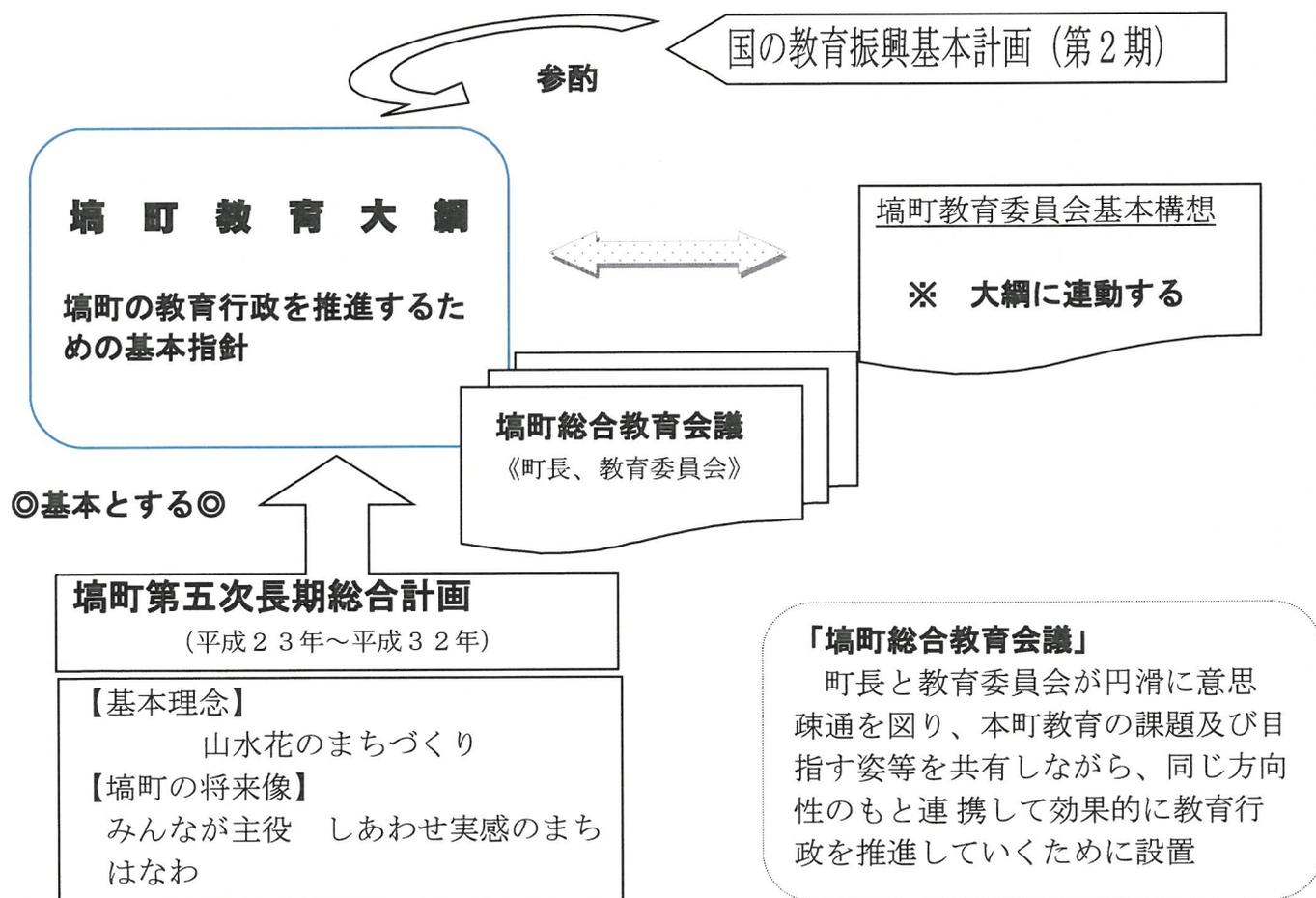
人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、我が国の多くの自治体が直面する大きな課題です。この状況は、埴町においても顕著であり、それに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力を持ったまちづくりが求められます。

埴町は、平成 23 年 3 月に策定した「埴町第五次長期総合計画」を町の最上位計画として、向後 10 年間の基本的な政策・施策の方向性を示し、町勢の進展を図ってきております。このような中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針「国の第 2 期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、埴町においても、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置しました。

大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

2 教育大綱の位置づけ

この大綱は、埴町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第五次埴町長期総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示し、別途埴町教育委員会が策定する「埴町教育委員会基本構想」と連動するものです。



第1 進んで学び、夢を実現できる人材の育成

I 学校教育の充実

1 現状と課題

学校教育においては、「生きる力」を育む教育を推進し、教員一人ひとりが創意・工夫しながら、授業、学校行事の充実、自然体験や職場体験の重点化、地域住民、高齢者等との交流促進など、多様な活動を展開しています。

また、急速に社会が変化する中、子どもたちの学力や規範意識の低下などに対応するため、平成18年度、約60年ぶりに教育基本法が改正され、それに伴い、関係法令の改正が続きました。

さらに、全国学力・学習状況調査や学校評価などが実施され、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂もなされ、小学校において外国語活動が導入されるなど、各学校には、新たな対応が求められています。

今後とも、家庭、学校、地域の連携のもと、子どもたちが望ましい食習慣を含む基本的な生活習慣を確立し、確かな学力やたくましい体、豊かな心を育む教育を推進していくことが求められます。

2 施策の方向

「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を地域とともに育みます。

3 主要施策

(1) 幼・小・中学校の「つなぐ教育」の充実

園児・児童生徒一人ひとりの個性を尊重しながら、適正な就学支援を行い、基礎・基本の定着、活用する力、自ら学ぶ意欲を引き出す教育を展開する「つなぐ教育」を推進します。また、自然体験や職業体験（キャリア教育）、国際理解教育、ICT教育、学校給食を通じた食育、読書活動推進など、地域に根ざした特色ある、開かれた教育の実現を図ります。さらに、子どもたちの望ましい育成には学校教育だけでは不十分であり、「全国学力学習状況調査」結果の公表を通し、学校と家庭・地域との連携を深め、地域ぐるみで教育する環境を醸成します。

【主要事業】

- ・学力向上対策事業
- ・ICT活用整備事業
- ・英語指導助手設置事業
- ・中学生異文化・国際交流事業
- ・学校給食センター調理委託事業
- ・学校司書配置事業（中学校）
- ・埼玉工業高校との併設型中高一貫教育推進事業（夏季講習、体験学習）

(2) 幼・小・中学校の教育環境の充実

町教育委員会への指導主事配置・活用により、教職員研修の充実、教職員等の資質及び指導力向上を図るとともに、遠距離通学児童生徒等への支援や、施設設備の計画的な整備など、教育環境の充実に努めます。また、少子化の動向を見ながら、幼稚園・小学校等の教育施設の適正配置を図ります。

【主要事業】

- ・幼・小・中学校整備事業
- ・複式学級補正教員配置事業
- ・埴町学力向上研究推進員研修事業
- ・学校校務補助員（用務員）設置事業
- ・特別支援教育支援員配置事業（幼・小・中）
- ・スクールバス運行管理事業
- ・児童生徒通学支援事業（中学校部活動）
- ・奨学金貸与事業
- ・B&G海洋センタープール整備事業
- ・土曜授業の計画実施（小・中）

(3) 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、「埴町いじめ防止基本方針」のもと、学校、家庭、地域が緊密に連携するとともに、各学校の体制を整え、組織の機能を活性化させ、相談・指導に努めます。

【主要事業】

- ・埴町いじめ防止等対策委員会開催
- ・不登校対策事業
（教育指導員、スクールカウンセラー^{※1}・スクールソーシャルワーカー^{※2}配置）
 - ※1 児童生徒が抱える問題に対し学校と協力して教育相談を円滑に進める ための仲立ち的な役割を果たす。多くは臨床心理士。
 - ※2 子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。多くは社会福祉士等。
- ・適応指導教室「あすなる教室」運営事業（不登校等児童生徒の適応指導）

(4) 特別支援教育の充実

関係機関等との連携を強化し、障がいのある子どもたちが、心豊かにたくましく育ち、将来の社会参加と自立を実現する教育の推進に努めます。また、学校における特別支援教室の設置及び該当学校への支援員配置と指導力向上に努めます。

【主要事業】

- ・就学前ケース会開催事業
- ・特別支援教育支援員配置事業（再掲）

4 住民・企業等の役割

- ・地域社会が学校教育に積極的に関わる重要性にかんがみ、学校と家庭の役割を理解し行動します。また、近年、ソーシャル・ネットワークシステム（SNS）の普及に伴い、家庭における学習時間の減少や「ネットいじめ」も発生していることから、家庭における「ノーメディアday」の実施の励行を通して、情報社会における、メディアに対する正しい理解、利用の普及に努めます。
- ・PTA活動など、子どもと関わる活動に積極的に参加します。
- ・子どもたちのキャリア教育に資するため、企業等では体験活動を積極的に受け入れます。

Ⅱ 生涯学習の推進

1 現状と課題

私たちは、科学技術の進歩や国際化、情報化の進展に伴って、常に新しい知識や技術を習得していく必要がありますが、一方で心の豊かさが求められる中、生きがいや自己実現につながる学習活動へのニーズが一層高まっています。

町教育委員会では、公民館講座の開催や自主学習グループの育成、読書活動の促進などに努めており、今後も、住民の学習ニーズにきめ細かく対応した取組みを進めていくことが求められます。

2 施策の方向

誰もが生きがいを持って生活ができるよう、多様な生涯学習の機会をつくります。

3 主要施策

(1) 生涯学習の推進

公民館等を拠点とした学習講座の充実を図り、住民の多様な生涯学習機会の創出に努めます。また、身近な地域で学習活動が継続できるよう、地区ごとの自主的な学習活動の支援に努めます。

さらに、ボランティア登録制度の充実や、生涯学習アドバイザー制度の導入により、生涯学習人材の育成に努めます。

【主要事業】

- ・文化団体連絡協議会支援事業
- ・社会教育地域学級開催事業
- ・放課後子ども教室開設事業（放課後健全育成事業）

(2) 図書館の充実

検索、予約など機能面での充実と蔵書数の増加を図り、出前図書事業、イベント等を充実させ、図書館の利便性の向上を図ります。また、種々の行政・郷土資料を

収集し、地域に根ざした特色ある図書館づくりに努めます。さらに、子ども読書推進計画に基づき、学校図書館との連携を図り、子どもたちが読書に親しむ取組みを進めていきます。

【主要事業】

- ・図書館業務委託事業
- ・読書マラソン推進事業
- ・巡回図書・出前図書事業
- ・学校司書配置事業（中学校） <再掲>

4 住民・企業等の役割

- ・生涯学習の講座や行事に参加し、学習仲間の輪を広げます。
- ・学習を通じ、自己実現を目指し、生きがいをもって生活します。
- ・自分が持っている知識や技術、経験などを、講師や指導者として、地域や住民に還元します。

Ⅲ 生涯スポーツの推進

1 現状と課題

一般に、学齢期を過ぎると定期的に運動する機会は減りがちになりますが、スポーツ・レクリエーション活動は、健康増進や体力向上に不可欠で、楽しく活動することにより気分転換や仲間づくり、潤いのある地域づくりにつながります。可能な限り、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことが大切です。

こうしたことから、埴町では、町営体育館、B&G海洋センターなどを拠点に、スポーツ講座の開催や体育協会加盟団体への支援、総合型地域スポーツクラブNPO法人「はなわスポーツクラブ」の支援などを通じて、町民のスポーツ・レクリエーション活動を充実させています。

今後、住民の運動不足傾向や高齢化が進む中、参加しにくい層でも参加できるよう、ニュースポーツを中心にメニューや開催日時・方法等を工夫し、スポーツを気軽に継続できるよう支援していくことが求められます。

2 施策の方向

住民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現につながるまちづくりを推進します。

3 主要施策

(1) 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が多様な参加につながるよう、初心者にも

気軽に参加できるイベントや大会の開催、健康づくり講座の開催、各種スポーツ講座の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な事業展開を促進します。

【主要事業】

- ・ 埴町体育協会活動支援事業
- ・ ふくしま駅伝実行委員会支援事業
- ・ 市町村対抗野球・ソフトボール実行委員会支援事業
- ・ 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
- ・ 水泳教室・陸上教室等開催事業

(2) スポーツ施設の充実

町営のスポーツ・レクリエーション施設管理に指定管理者制度を導入し、活動と管理の一体化による利便性を拡充するとともに、学校体育施設の利便性を高め、有効活用を図ります。

【主要事業】

- ・ 町営体育施設等整備事業
- ・ 町営体育施設の指定管理者制度導入
- ・ B & G海洋センタープール整備事業 <再掲>

4 住民・企業等の役割

- ・ スポーツ・レクリエーションの講座やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加します。
- ・ 自分が持っている知識や技術、経験などを、講師や指導者として、地域や住民に還元します。

第2 埴町を誇りに思い強く優しい心の育成

I 家庭と地域の教育の充実

1 現状と課題

子どもたちの育成は、幼稚園や学校だけでは不十分であり、家庭と地域の教育力こそが、一人ひとりの充実した人生の基礎をつくります。そこで、埴町では、家庭・幼稚園・小・中学校が11年間を見通して大人が子どもに関わっていくため、「はなわっ子プラン」を策定し、学校と協力した家庭における「ノーメディアday」の推進など、大人がくり返し伝えていくべきことを掲げました。

また、子ども会やスポーツ少年団など、青少年団体の活性化を図るとともに、埴町青少年育成町民会議を中心に、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進しています。今後も、家庭・学校・地域・職場が連携しながら、地域ぐるみで青少年を育む取組みを推進していくことが求められます。

2 施策の方向

家庭と地域の教育を充実し、埜町を誇りに思い強く優しい心を育てます。

3 主要施策

(1) 家庭教育・地域教育の推進

子ども会やスポーツ少年団、放課後子ども教室など、様々な活動に、自然や歴史、文化にふれる機会や、子どもと住民との交流機会等の創出に積極的に取り組みます。また、子育て支援を推進するため、放課後児童クラブを拡充・充実させ、児童が放課後、安全・安心に過ごせる環境づくりに努めます。さらに、子どもたちを地域で育てる活動を促進し、そうした活動に関わる地域指導者の養成に努めます。

【主要事業】

- ・体験活動・ボランティア活動推進事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）〈再掲〉
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
※ 小学校1年から6年までを対象に

(2) 青少年の健全育成

「寺西八カ条」、「はなわっ子の八カ条」を心に響くように伝えるなど、よいことはよい、悪いことは悪いと青少年自身が体得できる埜町独自の青少年教育を推進するとともに、青少年の創造性と情熱をまちづくりに生かす取組みを積極的に推進します。

【主要事業】

- ・青少年の主張大会事業
- ・成人式開催事業
- ・青少年育成町民会議事業

4 住民・企業等の役割

- ・地域の青少年に愛情をもって接します。
- ・青少年の健全育成活動に参加します。

第3 ふるさとに親しみ心をうるおす文化の振興と伝承

I 文化・芸術の振興と継承

1 現状と課題

埜町には、台宿薬王寺薬師堂、陸奥代官埜陣屋跡や常世観音堂など文化財が数多く

残されています。また、書や絵など住民の創作活動も盛んであり、あぶくま高原美術館での展示や小学生を対象とした文化財めぐりなど、文化・伝統の振興と継承に努めています。

さらには、音楽、演劇等の鑑賞会など、住民が身近に優れた芸術・文化にふれる機会づくりにも努めています。今後も、引き続き、文化・芸術の継承と創造に努めることが求められます。

2 施策の方向

貴重な文化遺産を保護し、後世に伝えるとともに、町民の文化芸術活動を促進します。

3 主要施策

(1) 文化財の整備、保存、活用

貴重な文化遺産の収集・保存・展示と伝統芸能の継承に努めるとともに、まちづくりへの活用を図ります。

【主要事業】

- ・文化財発掘事業
- ・文化財めぐり事業
- ・文化財保護事業

(2) 文化活動の促進

音楽、演劇等の鑑賞会や「あぶくま高原美術館」などを活用し、住民が優れた芸術・文化に身近に触れる機会を充実させていくとともに、住民の日頃の文化・芸術活動の活性化を図り、町文化祭など、その成果を発表する機会を拡充し、埴町の文化の情報発信につなげます。

【主要事業】

- ・文化祭開催事業
- ・文化講演会開催
- ・あぶくま高原美術館運営事業

4 住民・企業等の役割

- ・文化財の保護・継承に積極的に参加します。
- ・新たな地域文化の創造に積極的に取り組みます。

「寺西八カ条」(民政八カ条)

- 一 天はおそろし
(天はすべてお見通しである 勸善懲惡)
- 二 地は大切
(耕地の管理をしなければならない)
- 三 父母は大事
(父母への孝養をつくすこと)
- 四 子是不憫・可愛
(子は平等に大事に育てること)
- 五 夫婦むつまじく
(おたがいをささえ 一生仲よくくらすこと)
- 六 兄弟仲よく
(兄弟は親密にして助け合うこと)
- 七 職分を出精
(勤勉に働き 生活では儉約を守ること)
- 八 諸人あいさよう
(人とのつきあいは 忍耐とあいさようで)